

追 補

2019年9月に以下の2点が変更されましたので、該当箇所の読み替えをお願いします。

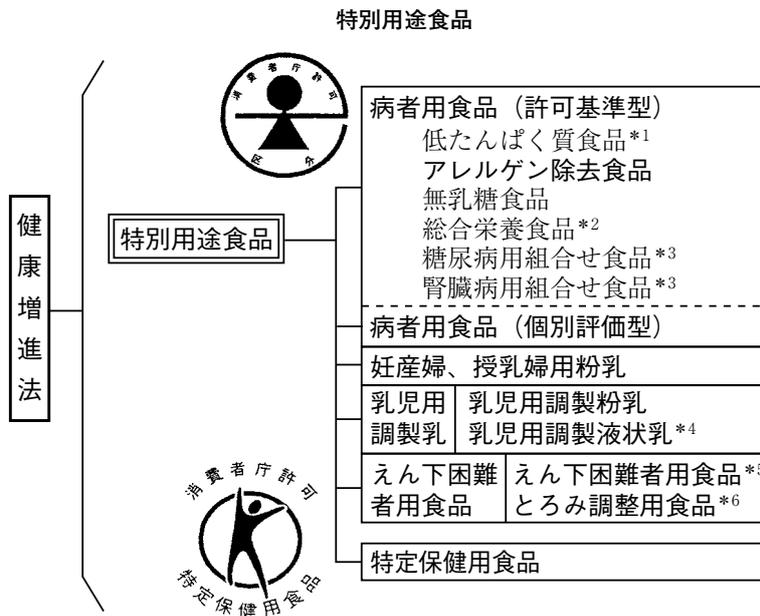
- ①アレルギー表示の特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加
- ②特別用途食品の改訂

<該当箇所>

p.243～244の ④ アレルギー表示の内容

- ・特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加
- ・特定原材料に準ずるもの20品目→21品目

p.254 特別用途食品の図を以下に差し替え



- \*1 低たんぱく質食品 たんぱく質含量が、通常の同種の食品の含量の30%以下であるもの。
- \*2 総合栄養食品 100mL（または100g）当たりのエネルギーは、80～130kcalと規定されている。
- \*3 糖尿病用組合せ食品、腎臓病用組合せ食品は、2019（令和元）年9月9日より追加された。
- \*4 乳児用調製液状乳は、2018（平成30）年8月8日より追加された。
- \*5 えん下困難者用食品の規格基準には、硬さ、付着性、凝集性の項目がある。
- \*6 とろみ調整用食品は、2018（平成30）年4月1日より追加され、その規格基準には、粘度要件と溶解性などの性能要件がある。

2019年11月5日  
東京アカデミー教材作製部門